

不妊治療費の助成をさらに拡充しました

少子化対策の一環として、不妊治療に要した費用の助成を従来より拡大した「きくすく妊活サポート事業」を開始しました。令和7年4月1日以降に治療を始めた夫婦を対象に、上限100万円まで何回でも助成が可能になりました。

問い合わせ 子育て応援課こども保健係(プラザけやき内 ☎37-1136)



ここが 変わります “きくすく妊活サポート事業”

助成率・回数・金額

上限100万円まで全額助成・回数無制限に

従来まで、一夫婦あたり自己負担分の半額を、上限10万円として最大5回まで助成していましたが、上限100万円までは回数無制限で全額助成します！

例 1回の治療につき、自己負担が10万円の治療を6回受けた場合

1回分の助成額 × **回数** = **総助成額**

従来 5万円 × 5回分 = 25万円
※10万円×1/2

現在 10万円 × 6回分 = 60万円



さらに+40万円分まで何回でも助成できます！

※令和4年度以降に開始した治療で既に市の助成を受けている金額は、上限100万円から差し引かれます。

対象治療

保険が適用される診療も対象に

従来まで対象外だった保険適用の治療が対象となり、自己負担ゼロで治療が受けられるようになりました。なお、従来どおり保険適用外となる治療も対象です。

上限リセットの有無

出産を機に助成金の上限がリセットされるように
前回の出産で不妊治療費の助成を受けていても、出産を機に助成金の上限がリセットされるため、次回の妊娠に向け再度助成を受けることができます。

※令和7年4月1日以降に出産を経て、助成申請した場合に限りです。

申請締切日

治療開始日から1年以内に

治療終了日が含まれる年度の3月31日までとしていた申請締切日を、治療開始日から1年以内としました。

年齢制限

妻の年齢で対象に制限がかかるように

従来まで制限を設けていませんでしたが、妻の年齢が43歳になる前日までの治療費を助成対象としました。

助成制度の対象者

以下の条件に全てあてはまる、令和7年4月1日以降に治療をはじめた夫婦が本事業の対象です。

- 市税等の滞納がないこと
- 申請日の1年前から、夫婦(事実婚を含む)の片方、または両方が市民であること
- 国内の医療機関で不妊症と診断され、治療を行っていること

※その他、申請方法などの詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。

※3月31日までに始めた治療は従来(令和6年度)の助成内容が適用されます。詳細は担当課まで問い合わせください。



個別にご説明します

きくすく妊活サポート事業の説明会のご案内

きくすく妊活サポート事業の活用を検討している人に向け、制度の内容や申請方法などについて職員が個別に詳しく説明する説明会を開催しています。不妊治療に向け、金銭面に不安のある方や手続きにお困りの方は、お気軽に参加ください。説明会では、申請書をお渡しするため、不妊治療開始前に参加することをおすすめします。参加を希望する人は、申請フォーム(右記)から申し込みください。

